

平成15年6月25日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町20番地  
株式会社インプレス  
代表取締役社長 塚本慶一郎

### 第11期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第11期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

報告事項 第11期 平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

第1号議案 第11期損失処理案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(利益配当金につきましては無配とさせていただきます。)

第2号議案 資本準備金減少の件

本件は、原案どおり商法第289条第2項の規定に基づき、資本金の額の4分の1を超過する資本準備金のうちから20億円を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えることにつき承認可決されました。

第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり商法第210条の規定に基づき、本総会の終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式3,000株、取得価額の総額4億円を限度として取得することにつき承認可決されました。

第4号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案どおり当社ならびに当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、Stockオプションとして当社及び当社子会社の取締役及び従業員の一部に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行することにつき承認可決されました。

第6号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり取締役に、塚本慶一郎、井芹昌信、土田米一、関本彰大、前田隆正の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、前田隆正氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

以 上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役に  
つき、下記のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	塚 本 慶一郎
取 締 役	井 芹 昌 信
取 締 役	土 田 米 一
取 締 役	関 本 彰 大
取 締 役	前 田 隆 正

以 上

---

当社は、決算公告に代え、貸借対照表ならびに損益計算書を当社のホームページ（<http://www.impress.co.jp/info/ir/>）に掲載することといたしておりますのでご案内申し上げます。

当社は、本決議ご通知を上記ホームページにも掲載することといたしておりますのでご案内申し上げます。

## 記

## 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

旧	新
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当会社の株主名簿及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、<u>株券喪失にかかる手続き</u>、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式又は端株に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、<u>株券喪失にかかる手続き</u>、届出の受理その他株式又は端株に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>

旧	新
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後<u>2</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後<u>3</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後<u>1</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後<u>4</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(附則)</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第26条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は平成15年3月期の定時株主総会終結前に在任する監査役(その補欠として選任された監査役を含む)が全員退任した時をもって削除する。</u></p>

以 上